

(仮称) 釧路市自治基本条例を作ります

問合せ・申込先 市役所都市経営課企画担当 (☎31-4502)

市では、(仮称) 釧路市自治基本条例について、平成24年度から同条例検討委員会で必要性やあり方について検討してきました。このたび、その検討の結果を踏まえ、条例を作ることにしましたので、今後の取り組みと検討委員の皆さんのご意見を紹介します。

メモ 自治基本条例ってなに？

まちづくりの理念と基本的なルールを定めた条例です。市民・議会・行政のまちづくりにおける、それぞれの役割を明らかにし、「情報共有」と「市民参加」の仕組みをつくるのが大きなポイントです。



条例制定に向けた取り組みを進めます

条例の内容について検討委員会で検討を行い、市民の皆さんからのご意見を反映しながら、条例素案を作成し、平成27年度の条例施行を目指します。



●ご意見をお寄せください！
条例素案のたたき台は市ホームページでご覧いただけます。
ご意見や感想をお寄せください。
郵送をご希望の方は、お問い合わせください。

●検討委員会を見に来ませんか？
検討委員会はどなたでも傍聴できます。
事前に電話でお申し込みの上、お気軽にお越しください。
【開催予定】 時間 第14回 5月16日(金)午後6時～8時・第15回 6月6日(金)午後6時～8時
場所 交流プラザさいわい 小ホール

検討委員のご意見を紹介します

東日本大震災以降、これまでの常識が成り立たなくなりました。互助や共助の必要性を訴えるためにこの自治基本条例を用いるのが良いと思います。

これまでの議論を尊重し、条例を作ることに反対はしませんが、市民の定義や、最高規範性、住民投票など、現在の法体系や自治の制度に抵触する懸念のある条項は慎重に議論すべきだと思います。



町内会加入率がこれだけ低い状況(平成25年10月末時点で45.61%)で、市民にまちづくりへの協力を促していくためにはどうすればよいか。この条例を周知し浸透させることが一つの答えになるのではないのでしょうか。

これからは、今までのような行政任せのまちづくりは成り立たなくなるのではないのでしょうか。条例があれば、市民の意識付けに役立ちますし、行政もしっかり取り組まざるを得なくなります。

釧路を元気にするため、まちづくりに参加する市民を少しでも増やしたい。そのためには、市民の規範となる条例を作って市民を巻き込んでいくことが必要だと思います。



◎こうした検討をまとめた「条例制定についての検討報告書」を、昨年12月に、検討委員会から提出いただきました。報告書は市ホームページでご覧いただけます。

市長から皆さんにお伝えしたい vol. 27

自治基本条例で「市民と協働するまちづくり」の実現を

検討委員の皆さんによる2年間の検討を経て、(仮称) 釧路市自治基本条例の制定に向けた取り組みが始まりました。

市では、少子高齢化の進行、市民ニーズや価値観の多様化など、地方自治体を取り巻く現状を踏まえ「市民と協働するまちづくり」を進めているところであり、その実現に向けては市民の皆さんの力が必要です。

身近な町内会活動を例にとっても、市民参加がなくては成り立ちません。

釧路市動物園にキリンを贈った「チャイルズエンジェル」の活動に代表される通り、釧路市には「市民力」があふれていると、私は感じています。

自治基本条例は、この「市民力」を生かし「市民と協働するまちづくり」を進めるための羅針盤です。この条例の制定を通じて、市民の皆さんにも、身近なことからまちづくりについて考えるきっかけにさせていただきたいと考えています。

釧路市長 蝦名 大也